不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>違反に対する原状回復等命令（国土交通大臣が施行する土地区画整理事業に係る事務及び規則で定める区域に係るものを除く。）（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（１の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>土地区画整理法第７６条第４項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第７６条第４項の規定による。

第７６条第４項
４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第１項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>